伊総第 1510 号
平成29年3月30日

伊賀市議会議長　北出　忠良　様

伊賀市長　岡　本　　栄

採択請願の事後の状況、対応等について（報告）

地方自治法第125条及び伊賀市議会基本条例第10条の3の規定により請求があったみだしのことについて、下記のとおり報告します。

記

1　請願第37号　「島ヶ原ふれあいの里」施設内「健康づくり棟まめの館」の継続を求めることについて

【処理の経過及び結果】

現状として、トレーニングジムの2月末現在までの利用状況は昨年度同時期現在に比べ、およそ24%となっています。このため、公社としてはトレーニングジムの年間赤字を約700万円と見込み、やむなく閉館することとなりました。温泉の利用客も減少しており、公社の年間赤字が大きくなることが明らかな状況にあります。

また、施設においては、プール天井に雨漏りが生じていることに加え、トレーニング機具の製造会社がなくなり、部品交換、修繕ができない状況です。

しまがはら郷づくり公社では、自主事業として有効活用を模索する一方、第三者に施設を貸し付ける場合、必要経費を完全に分離するため、電気、水道の子メーター設置、空調設備やボイラー設備の新設を望んでいます。

市として、島ヶ原ふれあいの里の民営化を予定している中では、公社の希望に沿った高額な初期投資をしても、指定管理期間が2年を切ろうとしているため、担保できる営業期間が短いうえに、全施設を譲渡するとしたとき、「まめの館」のみ第三者が事業を

継続したいとなれば、譲渡の妨げになるものと推測します。

以上により、第三者によるジム事業の継続は困難であり、ジムの継続を含む「まめの館」の有効活用は、公社が目的を変えてでも自主事業として取組むしかないと考えます。

2　請願第 38 号　地区市民センターで実施している住民票等の交付専用ＦＡＸの更新を求めることについて

【処理の経過及び結果】

本庁及び各支所のＦＡＸは、保守期間が経過し更新する必要があります。それに伴う全ての地区市民センターのＦＡＸの更新については、費用対効果を考えると非常に厳しいと考えます。

請願採択を受け、庁議において、利用件数や交付内容等の現状を踏まえ、地区市民センターでの証明書発行業務についての市の対応について協議を行いました結果、市民サービスを一定維持し、地区市民センターでの交付を継続するための代替方法として、どのような仕組みが良いのかを地域づくり推進課、収税課、各支所振興課と協議を行い、市の方向性を検討していきたいと考えています。

29. 3. 6
第 897 号